

川崎市ダンススポーツ連盟内規

第1条（目的）

本内規は、川崎市ダンススポーツ連盟の規約に準じてこれを補足し、また公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下JDSFという）、神奈川県ダンススポーツ連盟（以下県連盟という）の方針に基づき、本連盟の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（加盟団体）

本連盟の加盟団体は、規約第5条1項に定める。

2. 加盟団体の詳細は、川崎市ダンススポーツ連盟加盟団体規程に定める。

第3条（総会の構成員）

規約第15条3項に定める本連盟総会構成員は以下の通りとし、予め理事会に届けられた加盟団体からの代表者2名とする。

2. 代表者は、JDSFの会員であること。

第4条（役員の選出）

会長、副会長、事務局長、常務理事が所属する加盟団体から、各々理事1名選出する。

第5条（理事会）

理事会は、総会の決議に基づき、本連盟の運営上必要な方針、計画等の審議、決定を行う。

2. 理事会は、原則として毎月1回開催し、理事の過半数（委任状を含む）の出席で成立する。議事は出席理事の（委任状を含む）過半数で決する。
3. 理事会の議長は、会長が指名する。

第6条（常務理事会）

常務理事会は、理事会の委託を受け日常業務を執行する。但し、次に開催される理事会に報告する。

2. 常務理事会は原則として毎月1回開催し、常務理事の過半数で成立する。議事は出席常務理事の過半数で決する。
3. 常務理事会の議長は、会長が指名する。

第7条（内規の改定）

この内規の改定は、理事会において、出席理事の過半数で決する。

付則

この内規は平成 24年 5月14日より施行する。

平成16年	4月	1日	制	定
平成24年	5月	14日	改	訂